市道路線認定図再掲Ｂ

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）　単位ｍ			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	市道２８０４１号線	西初石５丁目区画４１号線	25.00m	—	25.00m	6.00m
2	市道２８０４２号線	西初石５丁目区画４２号線	387.04m	—	387.04m	6.00m
3	市道２８０４３号線	西初石５丁目区画４３号線	25.70m	—	25.70m	10.00m
4	市道２８５０３号線	西初石５丁目３号自転車歩行者専用道路	125.41m	—	125.41m	4.00m
５９	市道４００８４号線	市野谷区画８４号線	128.95m	—	128.95m	6.00m
６０	市道４００８５号線	市野谷区画８５号線	283.92m	—	283.92m	6.00m～7.90m
６１	市道４００８６号線	市野谷区画８６号線	32.61m	—	32.61m	6.00m
６２	市道４００８７号線	市野谷区画８７号線	88.34m	—	88.34m	6.00m
６３	市道４００８８号線	市野谷区画８８号線	76.95m	—	76.95m	6.00m
６４	市道４００８９号線	市野谷区画８９号線	128.88m	—	128.88m	6.00m

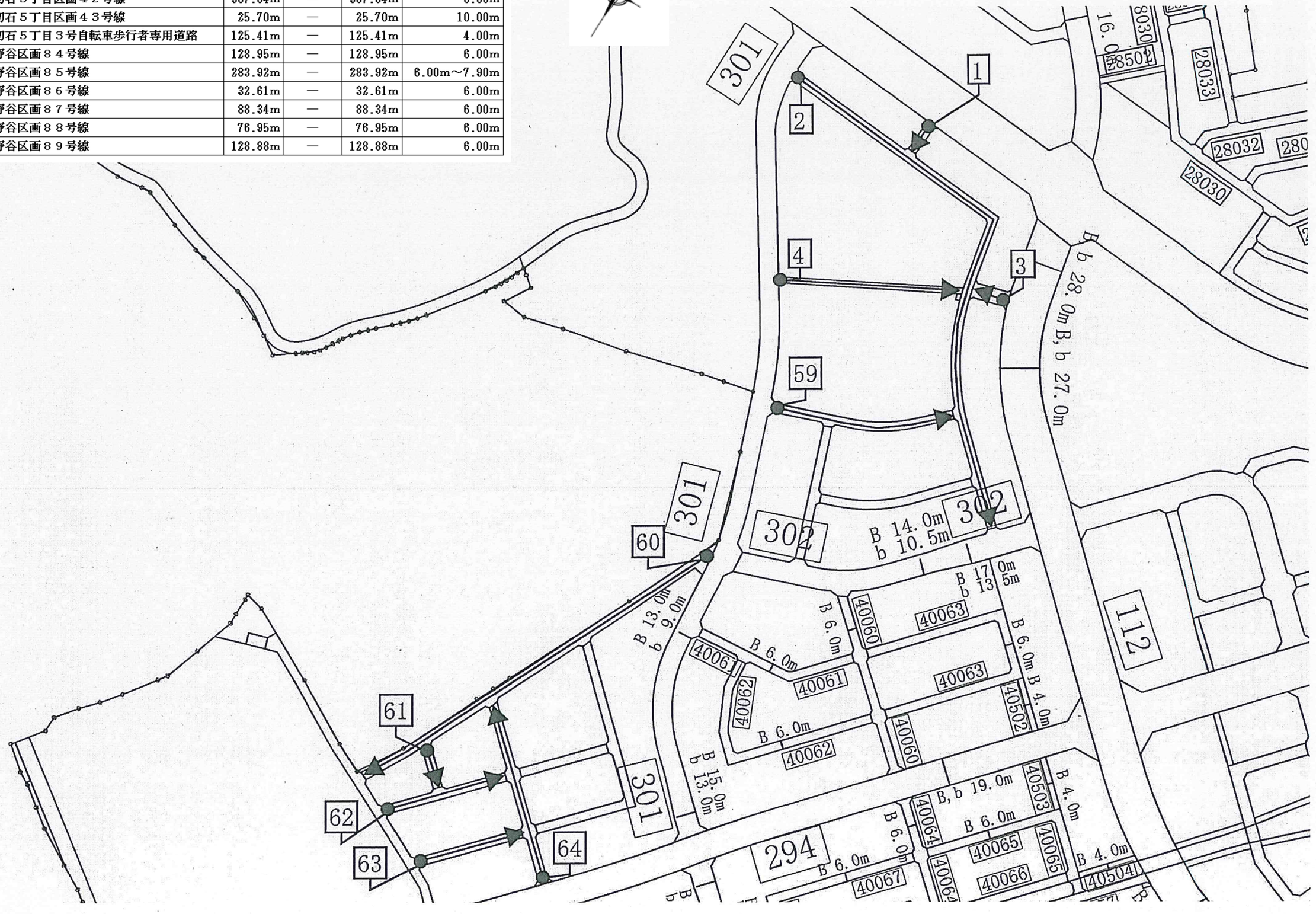

市道路線認定図再掲Ｃ

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）　単位ｍ			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
５	市道３３０３７号線	東初石５丁目区画３７号線	169.83m	—	169.83m	6.00m～9.92m
６	市道３３０３８号線	東初石５丁目区画３８号線	58.83m	—	58.83m	4.00m～4.91m
７	市道３３０３９号線	東初石５丁目区画３９号線	189.27m	—	189.27m	4.00m～9.46m
８	市道３３０４０号線	東初石５丁目区画４０号線	334.88m	—	334.88m	6.00m～6.74m
９	市道３３０４１号線	東初石５丁目区画４１号線	88.22m	—	88.22m	6.00m
１０	市道３３０４２号線	東初石５丁目区画４２号線	57.93m	—	57.93m	4.00m～4.07m
１１	市道３３０４３号線	東初石５丁目区画４３号線	57.21m	—	57.21m	4.00m～4.03m
１２	市道３３０４４号線	東初石５丁目区画４４号線	100.31m	—	100.31m	6.00m
１３	市道３３０４５号線	東初石５丁目区画４５号線	226.15m	—	226.15m	6.00m
１４	市道３３０４６号線	東初石５丁目区画４６号線	105.34m	—	105.34m	6.00m
１５	市道３３０４７号線	東初石５丁目区画４７号線	45.28m	—	45.28m	6.00m
１６	市道３７０６２号線	十太夫区画６２号線	30.00m	—	30.00m	6.00m
１７	市道３７０６３号線	十太夫区画６３号線	196.08m	—	196.08m	6.00m
１８	市道３７０６４号線	十太夫区画６４号線	53.81m	—	53.81m	6.00m
１９	市道３７０６５号線	十太夫区画６５号線	40.55m	—	40.55m	6.00m
３７	市道３７５０７号線	十太夫７号自転車歩行者専用道路	38.75m	—	38.75m	4.00m
３８	市道３７５０８号線	十太夫８号自転車歩行者専用道路	28.64m	—	28.64m	6.00m

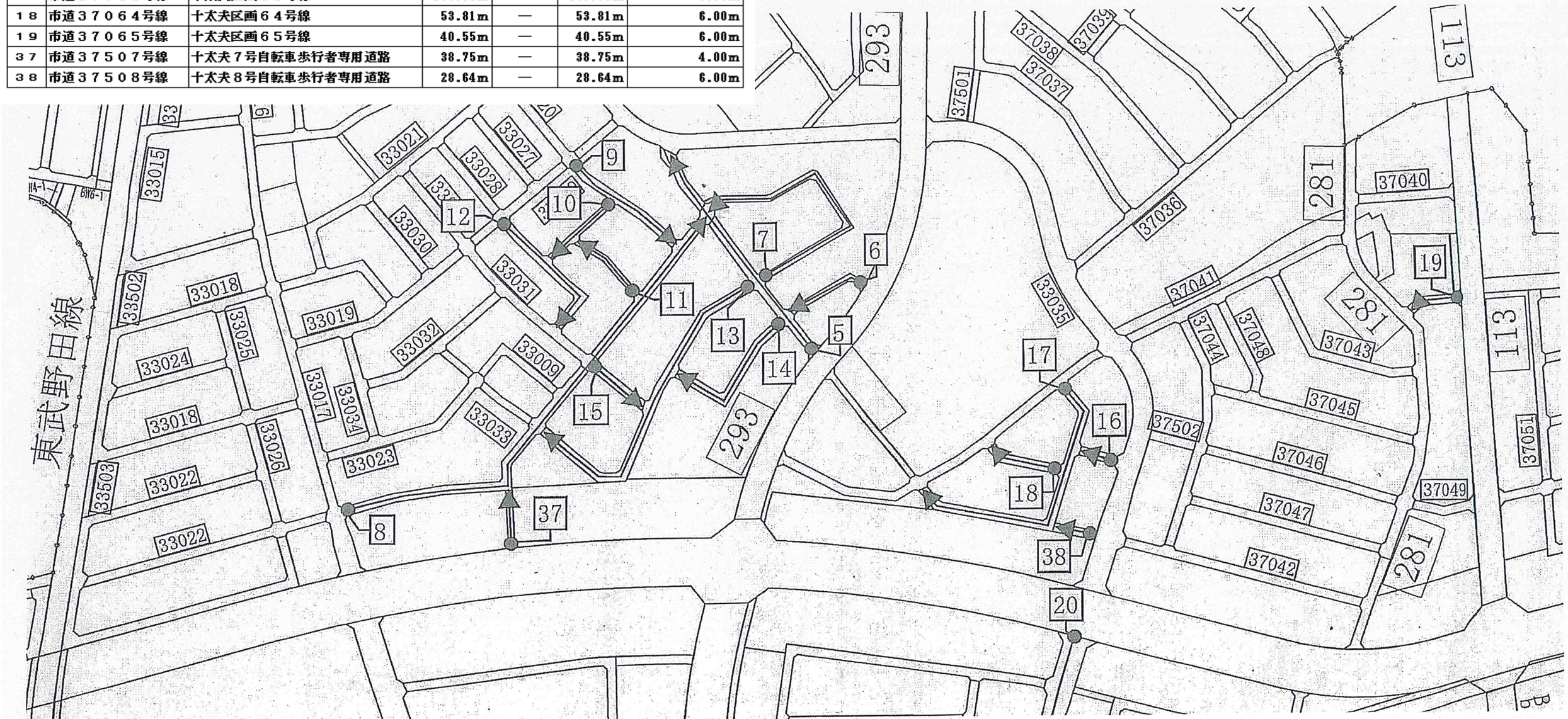

市道路線認定図再掲D

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定） 単位m			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
２０	市道３７０６６号線	十太夫区画６６号線	409.02m	—	409.02m	13.00m～16.00m
２１	市道３７０６７号線	十太夫区画６７号線	30.26m	—	30.26m	10.50m～13.00m
２２	市道３７０６８号線	十太夫区画６８号線	303.48m	—	303.48m	6.00m
２３	市道３７０６９号線	十太夫区画６９号線	304.26m	—	304.26m	10.00m
２４	市道３７０７０号線	十太夫区画７０号線	162.08m	—	162.08m	6.00m
２５	市道３７０７１号線	十太夫区画７１号線	95.54m	—	95.54m	6.00m
２６	市道３７０７２号線	十太夫区画７２号線	91.64m	—	91.64m	6.00m
２７	市道３７０７３号線	十太夫区画７３号線	294.74m	—	294.74m	6.00m
２８	市道３７０７４号線	十太夫区画７４号線	30.00m	—	30.00m	6.00m
２９	市道３７０７５号線	十太夫区画７５号線	357.62m	—	357.62m	6.00m
３０	市道３７０７６号線	十太夫区画７６号線	236.77m	—	236.77m	6.00m～18.24m
３１	市道３７０７７号線	十太夫区画７７号線	264.54m	—	264.54m	3.90m～6.00m
３２	市道３７０７８号線	十太夫区画７８号線	168.22m	—	168.22m	3.00m～6.00m

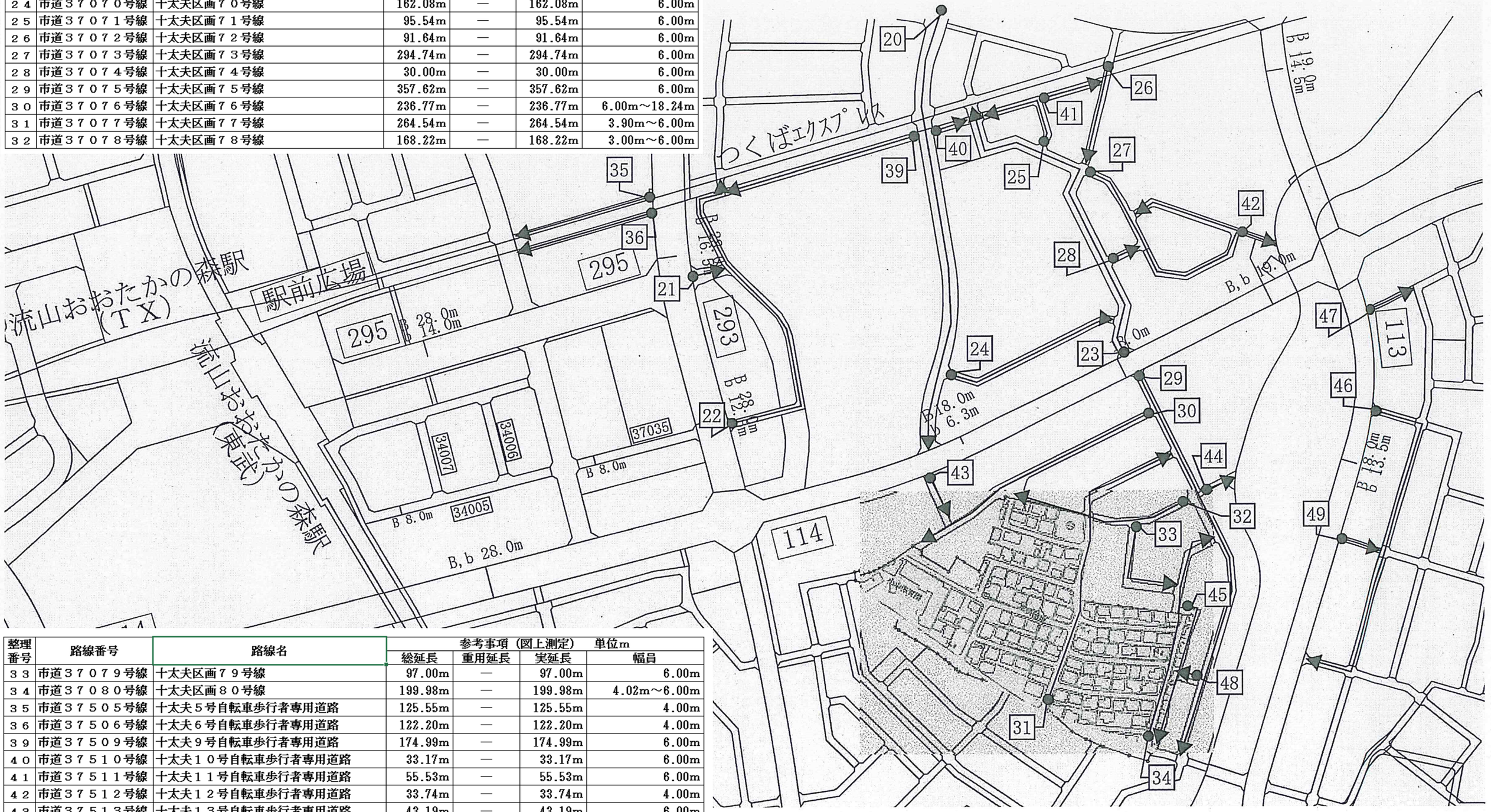

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定） 単位m			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
３３	市道３７０７９号線	十太夫区画７９号線	97.00m	—	97.00m	6.00m
３４	市道３７０８０号線	十太夫区画８０号線	199.98m	—	199.98m	4.02m～6.00m
３５	市道３７５０５号線	十太夫５号自転車歩行者専用道路	125.55m	—	125.55m	4.00m
３６	市道３７５０６号線	十太夫６号自転車歩行者専用道路	122.20m	—	122.20m	4.00m
３９	市道３７５０９号線	十太夫９号自転車歩行者専用道路	174.99m	—	174.99m	6.00m
４０	市道３７５１０号線	十太夫１０号自転車歩行者専用道路	33.17m	—	33.17m	6.00m
４１	市道３７５１１号線	十太夫１１号自転車歩行者専用道路	55.53m	—	55.53m	6.00m
４２	市道３７５１２号線	十太夫１２号自転車歩行者専用道路	33.74m	—	33.74m	4.00m
４３	市道３７５１３号線	十太夫１３号自転車歩行者専用道路	43.19m	—	43.19m	6.00m
４４	市道３７５１４号線	十太夫１４号自転車歩行者専用道路	34.06m	—	34.06m	4.00m～14.08m
４５	市道３７５１５号線	十太夫１５号自転車歩行者専用道路	141.87m	—	141.87m	6.00m
４６	市道３８０９３号線	駒木区画９３号線	309.60m	—	309.60m	6.00m
４７	市道３８５０１号線	駒木１号自転車歩行者専用道路	45.71m	—	45.71m	4.00m
４８	市道３８５０２号線	駒木２号自転車歩行者専用道路	18.74m	—	18.74m	4.00m
４９	市道３８５０３号線	駒木３号自転車歩行者専用道路	39.00m	—	39.00m	4.00m

議案第　９７　号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、別紙路線を廃止するものとする。

平成２８年１１月２４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

整理番号	路線番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
１	２８００９	西初石５丁目区画９号線	西初石５丁目５７番 同　　所５４番	
２	３３００６	東初石５丁目区画６号線	東初石５丁目１４１番３ 同　　所同　　番１５	
３	３３０１０	東初石５丁目区画１０号線	東初石５丁目１５０番４ 同　　所１５３番２	
４	３７００４	十太夫区画４号線	十太夫９１番１ 同　所１１１番１	
５	３７００７	十太夫区画７号線	十太夫９２番１９ 同　所９３番２	
６	３７００８	十太夫区画８号線	十太夫９４番７ 同　所９９番３０	
７	３７０１２	十太夫区画１２号線	十太夫９７番４ 同　所１０４番１２	
８	３７０１３	十太夫区画１３号線	十太夫９９番１５ 同　所同　番１５	
９	３７０１４	十太夫区画１４号線	十太夫９９番１４ 同　所同　番１４	
１０	３７０１５	十太夫区画１５号線	十太夫１０４番１８ 同　所１０７番１４	
１１	３７０１６	十太夫区画１６号線	十太夫９９番６ 同　所同　番６	
１２	３７０２６	十太夫区画２６号線	十太夫１８番５４ 同　所同　番３	

市道路線廃止図

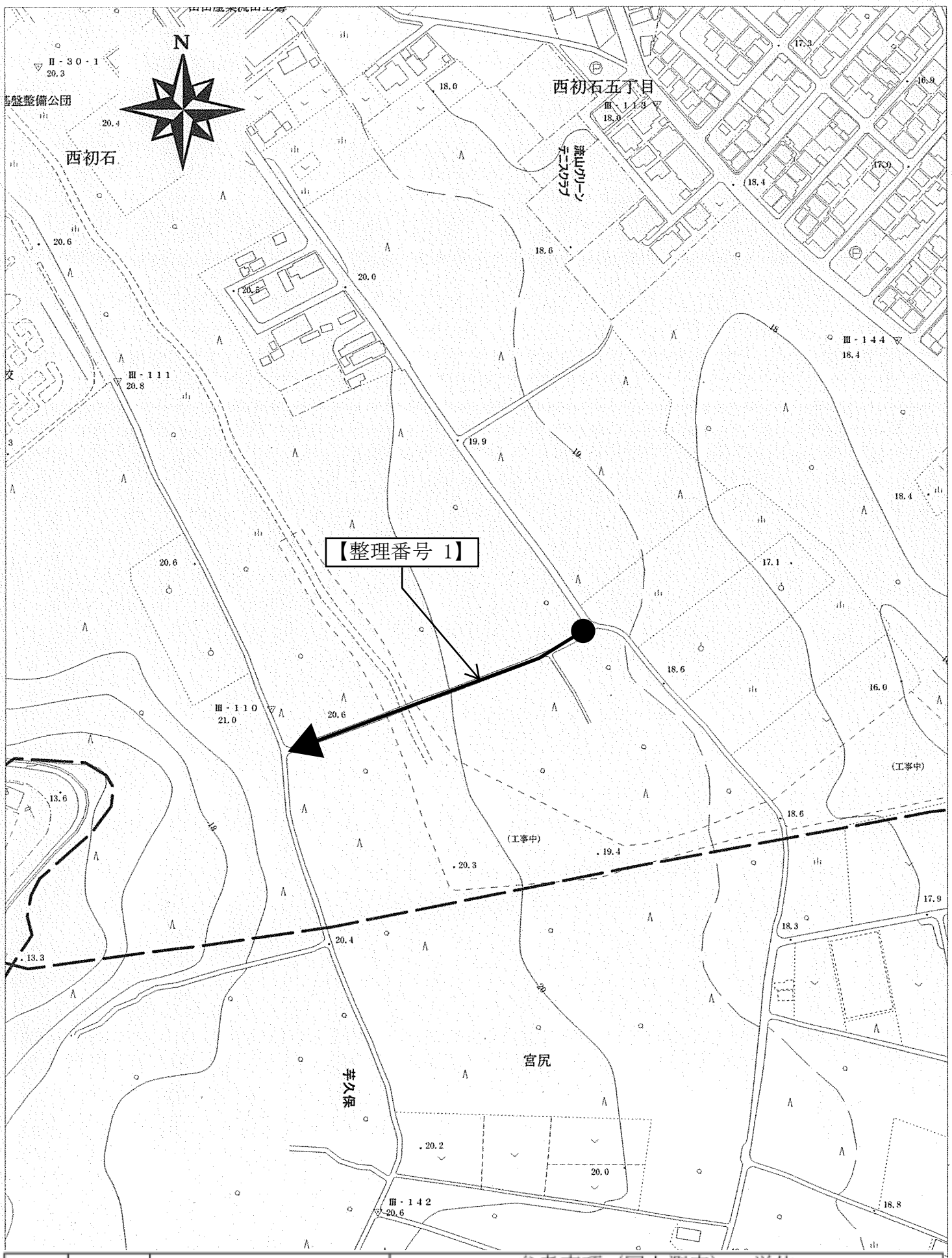

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）　単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
1	28009	西初石5丁目区画9号線	168.32	—	168.32	—	2.10～2.32

市道路線廃止図

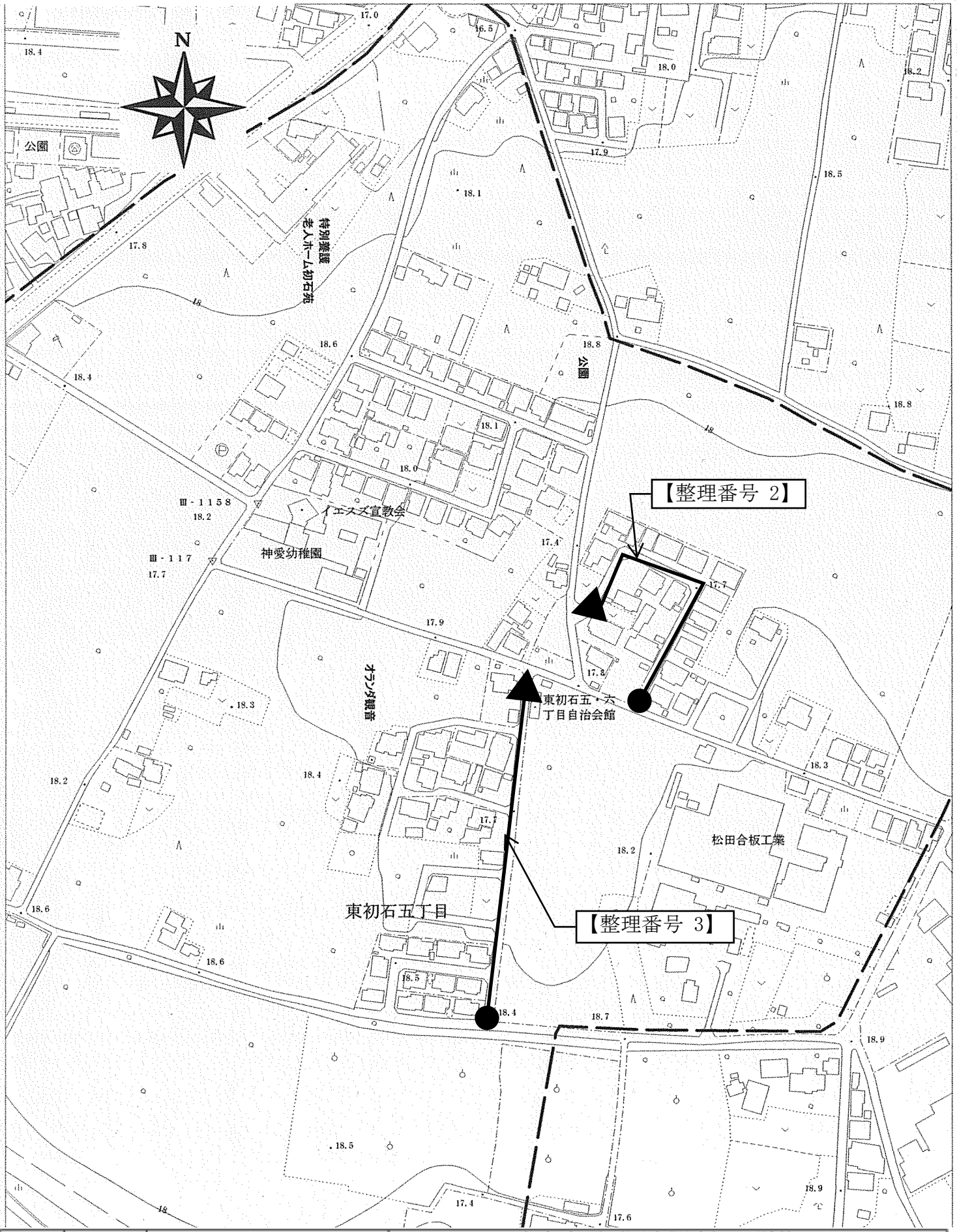

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）　単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
2	33006	東初石5丁目区画6号線	152.00	—	152.00	—	3.92～5.40
3	33010	東初石5丁目区画10号線	177.00	—	177.00	—	4.00～5.15

市道路線廃止図

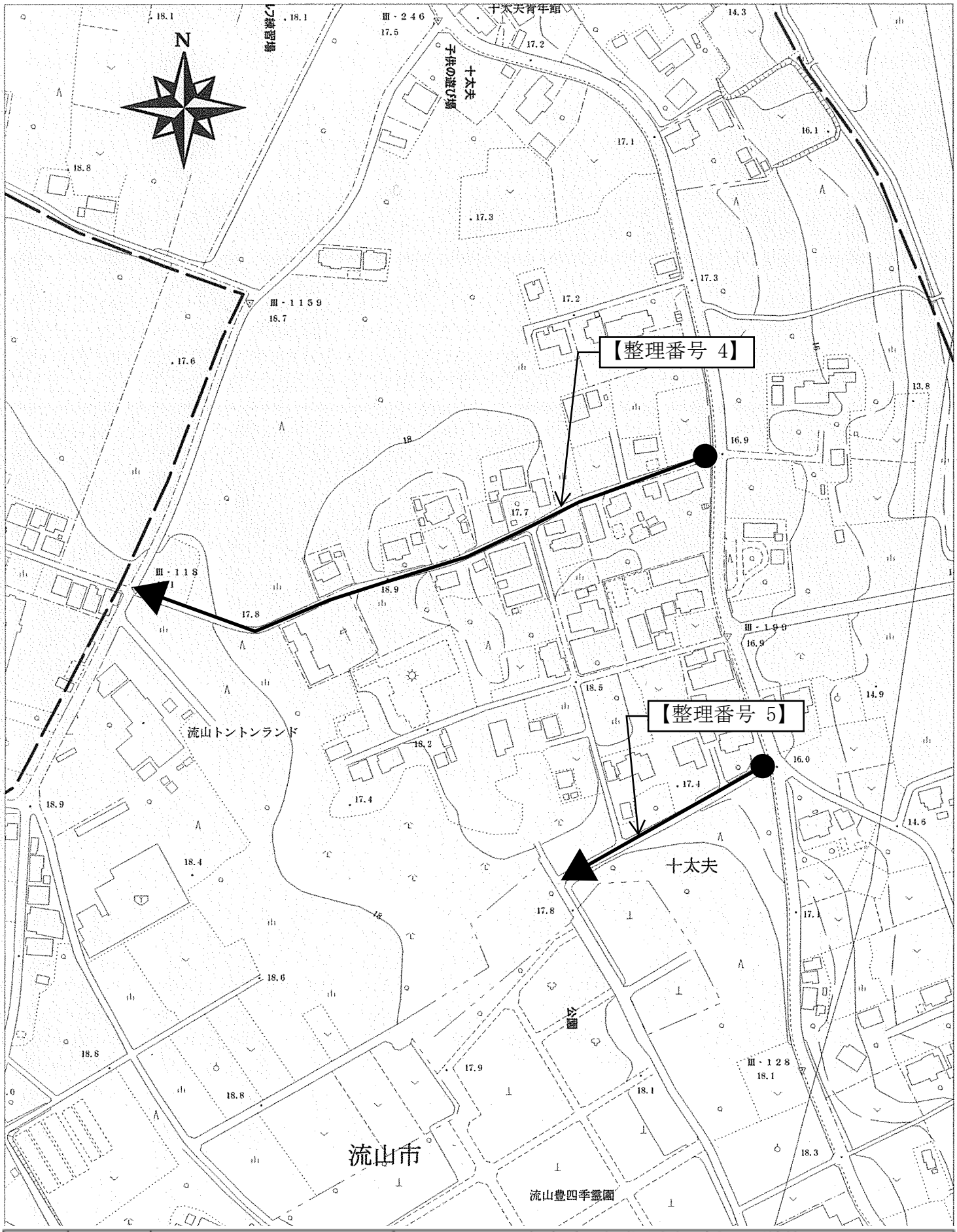

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）　単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
4	37004	十太夫区画4号線	311.50	—	311.50	—	2.78～3.40
5	37007	十太夫区画7号線	119.64	—	119.64	—	4.15～4.40

市道路線廃止図

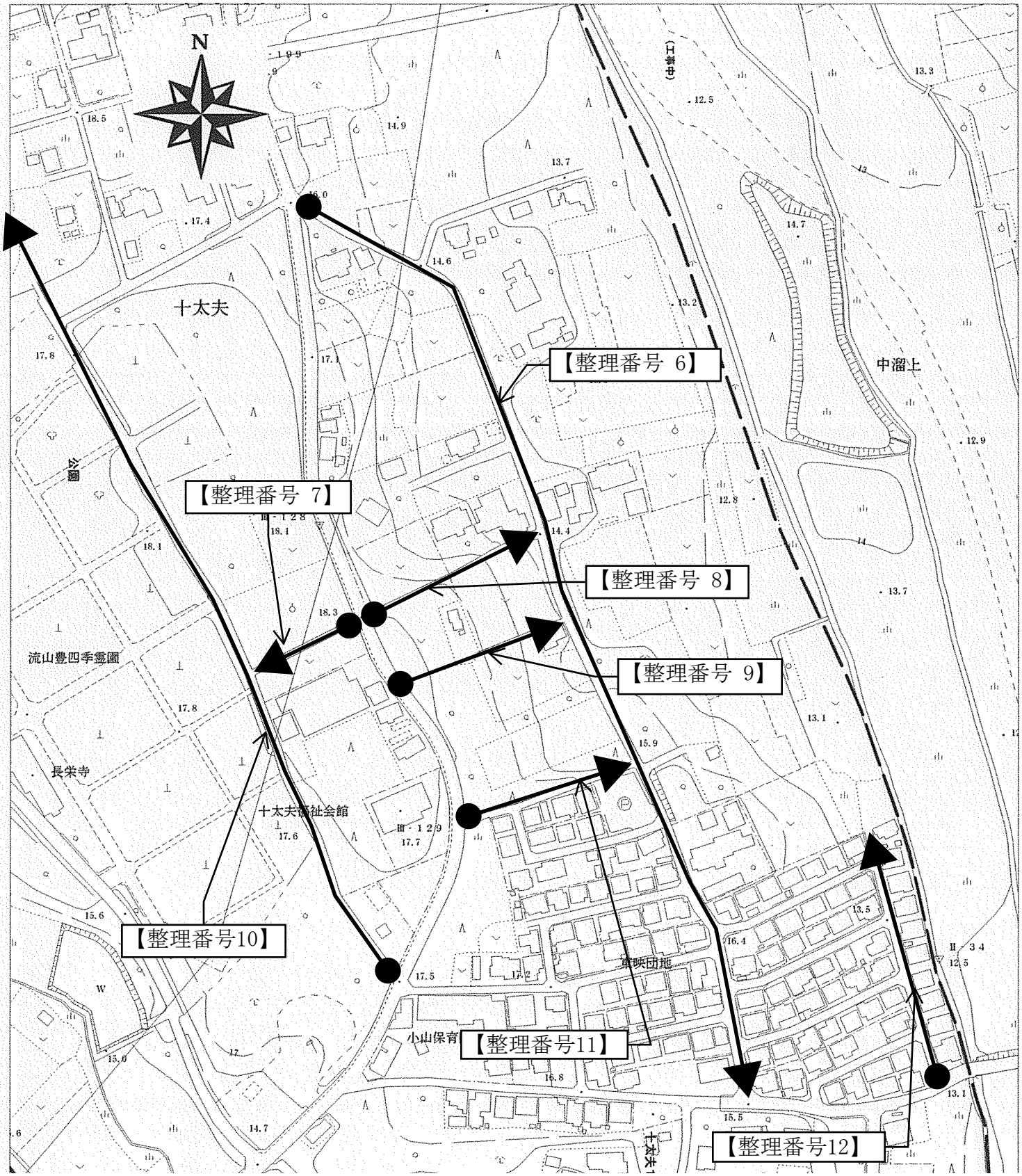

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）　単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
6	37008	十太夫区画8号線	494.92	—	494.92	—	3.30～6.06
7	37012	十太夫区画12号線	54.52	—	54.52	—	2.80～2.80
8	37013	十太夫区画13号線	88.72	—	88.72	—	2.00～3.50
9	37014	十太夫区画14号線	80.97	—	80.97	—	2.00～2.00
10	37015	十太夫区画15号線	416.00	45.91	370.09	—	2.50～6.02
11	37016	十太夫区画16号線	85.14	—	85.14	—	2.70～3.37
12	37026	十太夫区画26号線	121.56	—	121.56	—	4.02～4.06

報告第　１６　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２８年１１月２４日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　公用車の人身事故及び物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年７月６日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	財政部税制課の職員が滞納整理事務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、駐車場内において当該公用車を駐車しようとしたところ、当該駐車場内に駐車していた相手方の自動車に接触したことによる物損事故
２	発生年月日	平成２８年５月３１日
３	発生場所	流山市三輪野山三丁目１７番９
４	相　手　方	使用者　広島県広島市中区紙屋町二丁目１番１８号 株式会社エディオン 所有者　愛知県名古屋市熱田区金山町１丁目３－３ 株式会社トヨタレンタリース名古屋
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２８年７月６日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	４１３，０２４円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年９月２９日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	財政部税制課の職員が滞納整理事務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、駐車場内において当該公用車を駐車しようとしたところ、当該駐車場内に駐車していた相手方の自動車に接触したことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成２８年５月３１日
３	発生場所	流山市三輪野山三丁目１７番９
４	相　手　方	所有者　千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目３番 幕張テクノガーデンＢ棟２階 日本カーソリューションズ株式会社 千葉支店
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２８年９月２９日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１３３，９０９円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年１０月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	財政部税制課の職員が滞納整理事務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、駐車場内において当該公用車を駐車しようとしたところ、当該駐車場内に駐車していた相手方の自動車に接触したことによる人身事故
２	発生年月日	平成２８年５月３１日
３	発生場所	流山市三輪野山三丁目１７番９
４	相　手　方	埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇　〇〇
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２８年１０月２１日
７	和解の要旨	相手方の治療費等の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	８７７，４６０円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年８月２２日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	生涯学習部図書・博物館の臨時職員が公用車（市が賃借している自動車）を運転し、図書・博物館に帰館する際、図書・博物館敷地内において、指定の駐車場に戻るため、通路（坂道）を登って行ったところ、途中の駐輪場から出てきた自転車に乗った来館者が当該公用車に驚いて転倒し、負傷したことによる人身事故
２	発生年月日	平成２８年５月２１日
３	発生場所	流山市加一丁目１２２５番６ （流山市立中央図書館自転車駐輪場）
４	相　手　方	流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇　〇〇
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２８年８月２２日
７	和解の要旨	相手方の治療費等の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	８４，８３０円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年１１月４日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	流山市立おおたかの森中学校の事務員が公務を終え帰校し、公用車（市が賃借している自動車）を同校内の所定の場所に駐車しようとしたところ、左後方側面を同校内に設置されているフェンスに接触させたことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成２８年６月２１日
３	発生場所	流山市市野谷６２１番１ （流山市立おおたかの森中学校敷地内）
４	相　手　方	所有者　千葉県千葉市美浜区新港５７番地 株式会社トヨタレンタリース千葉
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２８年１１月４日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	５４，０００円

報告第　１７　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２８年１１月２４日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　市役所庁舎内において運搬中の机の転倒による人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年８月３０日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	流山市役所第１庁舎１階において机を台車に載せて運搬中、当該机が転倒し、近くにいた来庁者に接触し、負傷させた人身事故
２	発生年月日	平成２８年６月１６日
３	発生場所	流山市平和台１丁目１番地の１ （流山市役所第１庁舎内）
４	相　手　方	埼玉県○○○○○○○○○○ ○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２８年８月３０日
７	和解の要旨	相手方の治療費等の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	９，９９９円

報告第　１８　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２８年１１月２４日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　市が管理する自由通路で発生した人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年９月２７日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	市が管理する流山おおたかの森駅自由通路の床の接合部に設置された蓋の破損により生じた段差で歩行者がつまずき、負傷したことによる人身事故
２	発生年月日	平成２８年８月３１日
３	発生場所	流山市西初石６丁目１８２番３ （流山おおたかの森駅自由通路）
４	相　手　方	埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇　〇〇
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２８年９月２７日
７	和解の要旨	相手方の治療費等の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	５，３７０円